

大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期について

大学、短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」といいます。)卒業・修了予定者の就職活動については、(一社)日本経済団体連合会が「採用選考に関する指針」(以下「指針」といいます。)、大学等(就職問題懇談会)が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申合せ)」(以下「申合せ」といいます。)を定め、双方がこれを守ることとなっています。

具体的には、

- 広報活動については、卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に開始すること
- 3月1日以降の広報活動の実施にあたっては、当該活動への参加の有無がその後の採用選考活動に影響しないものであることを学生に明示すること
- 採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始すること
- 正式な内定日は卒業・修了年度の10月1日以降とすること

などが定められています。

厚生労働省としては、これらの関係者間の協議に基づく自主的な取組を尊重し、「指針」及び「申合せ」の周知を図るとともに、大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保等に努めております。

【指針(日本経済団体連合会)】

- ・ [採用選考に関する指針](#) [197KB]
- ・ [「採用選考に関する指針」の手引き](#) [275KB]

【申し合わせ(就職問題懇談会)】

- ・ [大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について\(申合せ\)](#) [191KB]

【要請(首相官邸)】

- ・ [業界・業界団体を通じた就職・採用活動の時期に係る要請について\(平成29年5月16日\)\(外部ホームページに移動します\)](#)

「指針」及び「申合せ」内容を踏まえた平成30年度のハローワークにおける取扱いとは次のとおりです。

【ハローワークにおける求人等の取扱い】

- 平成30年度大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、**平成30年4月1日**以降に展示・公開します。 ← 平成30年度から前倒しとなりました。
- ハローワークが作成する求人情報、ガイドブック等の発行は、**平成30年4月1日**以降とします。 ← 平成30年度から前倒しとなりました。
- 各都道府県労働局及びハローワークが主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程に最大限配慮しつつ、積極的に開催します。
- 専修学校等卒業予定者の取扱いについては、ハローワークにおいては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとします。

<周知リーフレット>

- ・ [平成30年度の大学等卒業予定者を対象とした求人公開日は4月1日です!](#) [175KB]

【公正・公平な採用の確保等】

ハローワークとしては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図ります。

- 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰り下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- 新規学卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること

※ [主要経済団体等への周知を行っています](#) [540KB]

政策について

分野別の政策一覧

- ▶ [健康・医療](#)
- ▶ [子ども・子育て](#)
- ▶ [福祉・介護](#)
- ▶ [雇用・労働](#)
- ▶ [年金](#)
- ▶ [他分野の取り組み](#)

組織別の政策一覧

- ▶ [各種助成金・奨励金等の制度](#)
- ▶ [審議会・研究会等](#)
- ▶ [国会会議録](#)
- ▶ [予算および決算・税制の概要](#)
- ▶ [政策評価・独法評価](#)